

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業		事業番号	(1)-17-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)		浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(325, 223 千円) 721, 663 (千円)		全体事業費		(325, 223 千円) 721, 663 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
一部地域の避難指示が解除された浪江町内において、雇用の創出や住環境の整備等の各種開発事業を進めるにあたり、埋蔵文化財包蔵地 (以下「遺跡」とする。)の有無や、範囲・内容 (年代や性格)等を明らかにするため、分布調査及び試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。 開発事業との調整を図ったうえで、埋蔵文化財への影響が避けられない場合は、発掘調査による記録保存を実施する。						
事業概要						
町内の帰還促進に向けた環境整備 (開発)を行うにあたり、開発予定地内における遺跡の有無や、範囲・内容等を事業開始前の計画段階から把握し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。 1 分布調査 開発が計画されている範囲について、既知のものを含めた遺跡の有無やその範囲・性格等を、現地を実際に踏査することにより判断する。 2 試掘確認調査 分布調査実施後に、本発掘調査の要否や本発掘調査を要する範囲、その期間や費用等を算定する資料を得ることを目的とした調査。人力または重機により小規模な掘削を行ない、遺構や遺物を検出することで、遺跡の拡がり、深度、性格等を把握する。 分布調査、試掘確認調査の結果を基に、遺跡保存のための工法や設計等の変更について開発側と協議し、開発と埋蔵文化財の保護の両立のための調整を図る。 3 発掘調査 分布調査、試掘確認調査の結果を踏まえた開発側との協議において、埋蔵文化財 (遺構・遺物)への影響が避けられない場合において、記録保存に向けた発掘調査を実施する。						
当面の事業概要						
<平成 29 年度> 北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業 (小熊田宮田線)における分布調査及び試掘調査 <平成 30 年度> 棚塩地区雇用創出エリア (棚塩産業団地南側) 分布調査及び試掘確認調査 <平成 31 年度> 防災拠点整備事業 (帰還困難区域復興再生拠点浪江町室原地区)、中心市街地等 分布調査及び試掘確認調査 <令和 2 年度> 棚塩地区復興牧場試掘調査 復興まちづくり地区公共施設 (幾世橋地区) 整備に伴う発掘調査 <令和 3 年度> 駅前一団地整備事業試掘確認調査 復興まちづくり地区公共施設 (幾世橋地区) 整備に伴う発掘調査報告書作成 (平成 31 年度試掘調査・令和 2 年度発掘調査実施済) 棚塩地区酪農復興牧場発掘調査 (平成 30 年度・令和 2 年度試掘確認調査実施済)						

地域の帰還環境整備との関係
<p>町内で進められている各種帰還環境の整備事業においては、事前に遺跡の試掘確認調査を実施することで、開発事業の計画段階からの円滑な調整が図られる。開発による影響が避けられない場合において、速やかに発掘調査による記録保存を図ることで住民の帰還に向けた各種整備事業の円滑な実施につながるため。</p>
関連する事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 浪江駅周辺において、核となるエリア（先導整備エリア）での具体的な基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行い、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。 ・ 復興まちづくり地区公共施設整備事業（幾世橋地区） 町村単位であった小中学校に代わる地域の公共施設として、また災害時における避難施設として地区ごとに復興まちづくり地区公共施設を整備し、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図る。 ・ 畜産施設造成事業 町の農業復興拠点として大規模畜産施設を整備することにより耕畜連携を図り、営農再開、町民の帰還を促進する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		1,204,637 (千円)	全体事業費	1,204,637 (千円)	
		1,477,672 (千円)		1,477,672 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。</p> <p>現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (4,000m³) 及び南産業団地 (1,840m³/日)、北産業団地 (329m³/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p>					
事業概要					
<ul style="list-style-type: none">・ 棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため・ 配水管の設計及び配水管布設工事 (L=800m) を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地になるため、他の埋設管路、道路幅員、JR及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。・ 帰還住民の水源確保に伴う配水管工事 (L=100m) を行う。・ 小野田取水井戸の設計及び増ポーリング工事を行う。・ 小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。・ 高区配水場の設計を行う。					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査及び比較検討、計画作成 <p><平成 31 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部)・ 配水管布設に伴う管網計算等業務委託 <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苅野系統第 1 : 既存道路部)・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB方式) L=2,010m・ 産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託・ 小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託・ 産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB方式) L=340m <p><令和 3 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB方式) L=800m・ 産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計・ 帰還住民に伴う配水管工事 L=100m・ 小野田取水場造成工事・ 小野田取水井戸詳細設計業務委託・ 高区配水場設計					

地域の帰還環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済を立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。
--

関連する事業の概要

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・定住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	浪江町地域公共施設内貸事業所等整備事業	事業番号	6-47-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	930,975(千円)		全体事業費	1,374,325(千円)	
	982,173(千円)			1,375,380(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、平成29年3月31日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。町は「浪江町復興計画【第二次】」(以下「復興計画」という)に沿って復興が進められている。平成29年度には防災まちづくり施設等の整備を進めるために「浪江町復興地域づくり総合事業」が実施され、復興計画の「生きがいつくりや充実した健康管理によりいきいきとした生活ができる環境を創る」という目標を達成するための施設配置計画を策定すべく、町を支える町民と専門家による浪江町健康関連施設整備検討委員会が組織され、健康に関連する地域公共施設等整備方針の提言書が町に提出された。また、現在町内において賃貸用事業所等が少ないことから需給が逼迫しているため、事業者の事業再開に必要な事業所等整備について公益性の観点から町として整備を行う必要がある。特に、福祉サービスを提供する法人から貸事業所を設けたいとの要望が多くあることから、提言のあった地域公共施設の一部に幅広い業態に対応できる貸事業所の整備を行うことにより、帰還後の雇用を創出するとともに企業の帰還・新規立地を加速させる必要がある。この提言に基づく地域公共施設を整備するために平成30年度には建設予定地の現況調査及び復興まちづくり支援施設、アスレチック施設、貸事務所について基本設計及び事業計画を策定、令和元年度には実施設計を策定し、令和2年度には建設工事を着工している。</p> <p>この提言に基づいた事業を進めることにより地域公共施設整備を進め、ふるさとなみえの再生・復興を目指す。</p>					
事業概要					
<p>本事業は、上記目標を達成するために地域公共施設の整備を進めるため、貸事務所の建設に付随する外構工事を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>○建設工事</p> <p>浪江町健康関連施設整備検討委員会が提言した地域公共施設内に整備する貸事務所についての外構工事を行う。施設内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸事務所・会議室・打合せスペース・その他共用部分(通路、トイレ、階段、エレベーター等)・福利厚生施設 <p><浪江町復興計画【第二次】での位置づけ></p> <p>●第2章 復興の理念と基本方針</p> <p>Ⅱ 復興の基本方針</p> <p>一Ⅰ先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する</p> <ul style="list-style-type: none">◆先人が大切に育み、私たちが心から愛する“ふるさと”を、人事を尽くして再生させます。たとえ長い年月がかかってもあきらめません。なみえが大切な“ふるさと”であり続けるよう、行政と町民が一体となって新しいまちづくりの先駆者(パイオニア)となり、町の復旧・復興と環境回復を精力的に進めます。 <p>一Ⅲどこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する</p> <ul style="list-style-type: none">◆生きがいつくりや充実した健康管理により、生き生きとした生活ができる環境を創ります。					

当面の事業概要

<令和1年度>

実施設計

<令和2年度>

既存施設の改修・解体（前々回申請）

貸事務所棟建築工事、共同受電設備設置工事（按分負担）、工事監理（前回申請）

<令和3年度>

外構整備工事（今回申請）

地域の帰還・移住等環境整備との関係

復興計画に掲げる「生きがいづくりや充実した健康管理によりいきいきとした生活ができる環境を創る」という目標を達成するために、地域公共施設（介護関連施設、運動施設等、健康に関連する公共施設等）の整備が必要である。浪江町健康関連施設整備検討委員会提言の「心身健康な人たちであふれるまちづくり」という基本コンセプトを町として推進することで、居住人口が少ない（令和2年11月末時点で1,529人）なかでも、地域公共施設が地域の話し合いの場の創出を担い、コミュニティの再構築や町民の主体的な地域活動の実施に寄与する。さらに事業者の事業再開に必要な事業所等、特に福祉サービスを提供する法人を対象とした貸事業所等を整備することにより、帰還後の雇用を創出するとともに企業の帰還・新規立地を加速させることにより浪江町における帰還・移住等環境整備につながる。

関連する事業の概要

地域公共施設として、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業にて貸事業所、都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）にて復興まちづくり支援施設、子ども元気復活交付金にてアスレチック施設及びグラウンドの整備を一体的に行い、町民の利便性を高めることで施設整備の効果を高める。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

NO.	73	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 基金型		事業番号	(5)-40-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)		浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	446,008(千円)		全体事業費		446,008(千円)	
	535,911(千円)				535,911(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかった。そのため、農業用水利施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そこで、本事業を導入して農業用水利施設等の整備、修繕を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>						
事業概要						
(1) 事業の概要 <p>浪江町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。</p> <p>しかし、営農再開にあたり管理することができなかった農業用排水施設の機能が著しく低下しているため、大きな障害となっている。</p> <p>そのため、本事業により農業用排水施設の補修・補強及び適切な保全管理を実施し、営農再開ができる環境を整備していく必要があることから、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された地域で営農意欲のある地域から順次整備を進め営農者と合意形成を図りながら調査・設計及び施工を一体的に進め、確実に営農再開できる環境整備を行うものとする。</p>						
(2) 事業量 <p>1. 調査・設計費 一式</p> <p>2. 管理費</p> <p>1) 農業用排水施設の保全管理 一式</p> <p>2) 農業用排水施設の補修・補強 一式</p>						
(3) 復興計画への位置づけ <p>【浪江町復興計画第 2 次】(抜粋)</p> <p>第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する</p> <p>施策 6 農林漁業の再興</p> <p>(1) 新たな環境基盤による営農再開</p> <p>《これからの取組》</p> <p>イ 生産基盤の整備・強化</p> <p>(ウ) 大柿ダム関連施設(農業用水路等)の確実な復旧</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 29 年度～令和 3 年度></p> <p>○第 18 回申請</p> <p>【申請】 調査測量設計 一式</p> <p>土砂撤去・除草 16.5 km、用水路補修 13 箇所、給水栓補修 21 箇所、落水工補修 21 箇所</p> <p>【実績】 調査測量設計 一式</p> <p>除草 0.35ha、用水路補修 13m、給水栓補修 117 箇所、落水工補修 68 箇所</p>						

○第 20 回申請

【申請】 調査測量設計 一式
土砂撤去・除草 34.0km、用排水路補修・補強 4.0km

【実績】 調査測量設計 一式
土砂撤去 5,564m³、用水路補修・補強 294m、給水栓補修 6 箇所、落水工補修 60 箇所
ため池補修 2 箇所、ため池電気設備補修 一式

○第 24 回申請

【申請】 調査測量設計 一式
用排水路土砂撤去等 16.3km、用排水路等補修・補強 11 箇所

【実績】 調査測量設計 一式
用水路補修・補強 522m、給水栓補修 44 箇所、落水工補修 1 箇所、ため池補修 2 箇所
用水路ゲート補修 9 箇所

○第 29 回申請

【申請】 用水路の土砂撤去 3.7km、用水路の補修・補強 5.5km

【実績】 調査測量設計 一式
用水路の土砂撤去 3.7km、除草 0.17ha 用水路の補修・補強 5.5km

○第 33 回申請（今回申請）

【申請】 排水路補修 255m、水門補修 1 式

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入して農業用排水施設の補修・補強及び保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 基金型	事業番号	(5)-40-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	3,727,560(千円) 4,130,503(千円)		全体事業費	3,727,560(千円) 4,130,503(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第1原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアルP27の3要件に該当しない)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1)事業の概要 上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。					
(2)事業量 対策実施 3箇所					
(3)復興計画への位置づけ 【浪江町復興計画第2次】(抜粋) 第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する 施策1 除染・放射線管理の推進と安全対策 (3)実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施 《これからの取組》 イ 農地の面的な除染の実施 (ウ)再汚染防止のための農業用水の安全確保(ため池等の除染実施)					
当面の事業概要					
<平成29年度> ○基礎調査・詳細調査(第17回申請・単年度型) ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が つかなかった箇所の減及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。 【申請数】基礎調査 8箇所、詳細調査 13箇所					

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

【実績数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

○詳細調査・対策実施（第 21 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査及び調査結果による対策工事の実施。

【申請数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

【実績数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

<令和 1～令和 4 年度>

○詳細調査・実施設計・対策実施（第 24 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査・実施設計及び対策工事の実施を予定していたが、対策を急ぐ必要のあるため池の、対策工事を追加した。

【申請数】詳細調査 1 箇所、実施設計 10 箇所、対策実施 11 箇所

○対策実施（第 33 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 3 箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	97	事業名	畜産施設敷地造成事業(基金型)	事業番号	(5)-43-2-1◆
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	1,627,491(千円)	全体事業費	1,627,491(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
＜現状＞ 浪江町では、震災前、乳用牛飼養農家が32戸で633頭、肉用牛飼養農家が63戸で512頭、合計95戸で1145頭(農林業センサス2010)を飼養していた。全農家戸数1019戸中、9.3%の95戸が畜産に関わっていた。しかしながら、地震及び津波被災や原発災害による長期避難のため、畜産施設・機械の劣化、さらには飼養牛の殺処分を余儀なくされた経験から畜産経営意欲が低下し、震災前畜産農家で牛飼養を再開した者はおらず、町全体の帰還農業者の割合も震災前の5%程度に留まっている。 一方、町では水田農業の復活を目指して農業復興拠点の一つとして乾燥調製貯蔵施設を整備し、町民の帰還、農業再開の促進に向けて取り組んでいるところであるが、円滑な営農再開のためには除染により地力が低下したほ場の地力回復を図る必要があることから、耕畜連携を促し、農業者が安心して営農できる持続可能な営農継続システムを確立することは喫緊の課題となっている。					
＜農業振興の方向性＞ 町では農業再生の施策の一つとして大規模酪農施設整備を実施し、風評の影響が少なく、安定的な需要及び価格が見込まれる酪農の再生を目指している。また、耕畜連携を促すことで、堆肥供給によるほ場の地力回復を図るとともに、水稲や飼料用トウモロコシなど土地利用型作物による営農再開面積の拡大を図る。 さらに、施設内に新規就農者研修施設を設置することで、浪江町に新規就農する人材を育成するとともに、研修の一環として研究受託部門を持つことによって、大学や企業との連携が促進され、交流人口の増加、研究受託による収入の確保等が見込まれる。 また、震災により畜産経営を断念してしまった地元畜産農家(10名程度)を含め、25~30名を周年雇用する予定であり、新規雇用の創設により生活基盤を構築することで町民の帰還促進を図るとともに、町の基幹産業である農業再生を目指す。					
事業概要					
＜本事業で施設を整備する理由＞ 浪江町の農業復興拠点として大規模畜産施設を整備することにより耕畜連携を図り、営農再開、町民の帰還を促進する。					
＜整備内容＞ 敷地造成(土工、法面工、排水工、調整池工、道路工、準備工(伐採))					
＜参考：県申請による整備内容＞ ・施設概要：搾乳牛舎(A, B, C)3棟、複合牛舎(D, E)2棟、搾乳舎(F)1棟、哺育舎(G, H)3棟、育成舎(Ia, Ib, J)3棟、堆肥発酵舎(K)1棟、堆肥舎(L)1棟、飼料庫(M)1棟、機械倉庫(N)1棟、管理棟(P)1棟、研修生宿泊棟(Q)1棟、研修棟(R)1棟、敷料置場(S)1棟、バイオガスプラント(O)1棟、施設付帯設備 ・農業用機械：トラクター(5台)、ロータリー(8台)、フォークリフト(ハイスト仕様、2台)、家畜運搬車 他 (敷地面積：241,300㎡、施設面積：49,210.15㎡) ・畜種：酪農 ・飼養頭数：経産牛1,300頭、搾乳素牛80頭/年、肥育素牛700頭/年 ・処理能力：生乳10,000t/年、堆肥12,000t/年、液肥5,000t/年					

<市町村計画等>

【浪江町復興計画第2次】(抜粋)

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

施策6 農林漁業の再興

(1) 新たな環境基盤による営農再開

《これからの取組》

ア 営農再開のための環境づくり

(イ) 各種支援制度を活用した営農再開(ク)農業法人等の設立・誘致による営農再開の検討

イ 生産基盤の整備・強化

(ア) 農業関連施設の充実(カンントリーエレベーター、低温倉庫等)

【第二次浪江町農業再生プログラム】(抜粋)

【重点課題3 基盤整備の整備】

(1) 農業施設整備

これからの農業を振興するにあたり、農家単位での営農が難しくなった状況を踏まえ、水稻関連施設、花や園芸作物の関連施設、畜産施設といった共同利用施設の整備について、地域や生産者のニーズを勘案しながら検討を進めていく。

当面の事業概要

<令和3年度～6年度>

令和3年度

敷地造成工事測量調査設計業務 138,658千円、積算業務 6,343千円

令和4年度～令和6年度

造成工事 1,468,190千円(伐採工事の一部は令和3年度から)、工事監理業務 14,300千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

大規模酪農施設を整備することにより、浪江町への新たな人の流れが創出するとともに、担い手候補者の育成を進める。加えて、直接的な地元雇用で25～30名(被災休業酪農家10名の従事含む)程度が見込まれる。また、事業の中心的な役割を担う県酪農協では、耕畜連携に伴う地元産自給飼料の利用を予定していることから、飼料生産に特化した生産組織等の立ち上げを進めることで、農業地域での就農機会の創出が期待される。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(5) -43-45
事業名	被災地域農業復興総合支援事業(畜産施設拠点)(浪江町)(基金型)
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

帰還事業により設置する箇所の敷地造成工事であり、敷地造成後に帰還事業を実施するため、これらは密接に関連している。

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区)(基金型)	事業番号	(1)-10-7
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	146,269(千円) 1,900,631(千円)		全体事業費	821,779(千円) 1,904,131(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町室原地区は、阿武隈山地南側の山麓に位置し、請戸川の上流側の扇状地となっており堅固な地盤となっている。南北に常磐自動車道、東西には国道114号があり、交通の要所として、有事の際の緊急避難路・輸送路としても期待できる。</p> <p>本事業は、自然地形を活かしながら共生を図る防災拠点形成を目指し、必要となる防災まちづくり施設等の整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることでふるさと浪江の再生・復興を促進させる。</p>					
事業概要					
本事業は上記目標を達成するために、地理・地域特性の把握などに加えて、地域の意見等を調査・整理し、施設整備後の維持管理までを検討し、必要となる施設等の調査設計及び施設整備を行うものである。					
＜事業内容＞					
①復興地域まちづくり総合事業計画検討					
②各地域施設整備計画の策定					
③室原地区防災拠点整備基本設計					
④室原地区防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査、用地・補償費					
⑤室原地区防災拠点整備事業(土木・建築)					
＜事業費＞					
平成30年度 11,102千円(防災拠点整備検討業務)					
10,908千円(防災拠点整備基本設計業務)					
平成31年度 77,882千円(防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査業務)					
68,387千円(用地・補償費)					
令和3年度 4,362千円(造成工事積算業務)					
＜浪江町復興計画【第二次】での位置づけ＞					
別紙-1					
(事業間流用による経費の変更)(令和2年10月14日)					
浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区・基金型)の配置計画の変更に伴い、追加でボーリング調査費用が生じた。					
1-1-3 災害公営住宅整備事業(請戸地区・基金型)の事業完了に伴い執行残が生じていることから、事業費の3,500千円(国費:2,625千円{H31当初予算})を当該事業へ流用。これにより、交付対象事業費は146,269千円(国費:104,002千円)から、149,769千円(国費:106,627千円)に増額。					
当面の事業概要					
＜平成29年度＞復興地域づくり総合事業計画検討					
＜平成30年度＞防災拠点の基本設計					
＜平成31年度＞防災拠点の詳細設計、不動産鑑定、補償調査					
＜令和2年度＞防災拠点の詳細設計、用地買収					
＜令和3年度＞用地買収、各施設の整備工事					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

帰還後の復興まちづくりを具現化するためには、地域コミュニティ再生のための話し合いなどの場が必要となる。帰還町民が少ない中で、震災以前のコミュニティに戻すことは非常に困難であり、地域の集会施設の今後の方向性も定めにくい環境になっている。このような中で、歴史・地理的な地域特性、および既存公共施設の効率的・有效果的活用を考慮すると、地域の施設をある程度集約していくことで、人口の少ない中での地域の話し合いの場が創出され、コミュニティの再構築、防災を含めた町民の安全・安心な暮らしの確保を図るために主要な場所の構築を図る必要がある。防災拠点施設が帰還・移住等環境整備の要として室原地区の核施設となると考えている。

関連する事業の概要

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画においては、住民が居住地域コミュニティや生業を再生する先駆の地として、室原、末森及び津島地区の3地区について、居住促進、交流、物流・産業、農業再生及び防災の5つのゾーニングをおこなっていることから、各ゾーンの役割を明確にし、調整を図っていく。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	95	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 (浪江駅周辺地区)	事業番号	(1) - 8 - 1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(23,366 千円) 180,109 千円		全体事業費	(23,366 千円) 180,109 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア (先導整備エリア) での具体的な基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画 (第二次) 及び現在策定を進めている復興計画 (第三次) においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画 (平成 29 年 3 月策定) に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」と民間・個人による「まちづくり推進エリア」を設定し、基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p><令和 2 年度> 一団地の復興再拠点市街地形成施設事業調査 (浪江駅周辺地区) 23,366 千円</p> <p><令和 3 年度> 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業検討業務 (浪江駅周辺地区) 156,743 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 都市計画決定図書作成業務2. 事業計画関連業務3. 基本設計業務4. 不動産鑑定業務5. 基準点・現地測量6. 路線測量7. 用地測量8. 地質調査業務9. 地質解析業務10. 自由通路整備に係る基礎調査業務 <p><本事業の位置づけ></p>					

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

＜基本理念＞

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

＜コンセプト＞

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住される方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

＜目標と施策＞

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	86	事業名	浪江町復興まちづくり支援施設整備事業	事業番号	1-10-6
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(735,004千円) 846,027(千円)		全体事業費	(844,145千円) 846,027(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

浪江町は、平成29年3月31日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。町は「浪江町復興計画【第二次】」(以下「復興計画」という)に基づき各種施策を実施している。

平成29年度には防災まちづくり施設等の整備を進めるために「浪江町復興地域づくり総合事業」が実施され、復興計画の「生きがいつくりや充実した健康管理によりいきいきとした生活ができる環境を創る」という目標を達成するための施設配置計画を策定すべく、町を支える町民と専門家による浪江町健康関連施設整備検討委員会が組織され、健康に関連する地域公共施設等整備方針の提言書が町に提出された。

平成30年度にはこの提言に基づく地域公共施設を整備するために整備予定地の現況調査及び復興まちづくり支援施設、アスレチック施設、貸事務所等について基本設計及び事業計画を策定し、令和元年度には実施設計を行った。

本事業においては、復興まちづくり支援施設を整備、活用することにより、災害時の避難場所の確保と、住民同士の交流の促進による共助機能の回復を図り、災害に強い防災・減災のまちづくりの実現を図る。

事業概要

復興まちづくり支援施設(既存公共施設の改修)の整備工事をを行う。

事業実施箇所：浪江町大字権現堂字矢沢町40-1

整備内容：和室・調理室・会議室等の余暇活動や住民相互の交流の場となる諸室

展示、談話、図書コーナーといった交流スペース

管理室、給湯室、印刷室、トイレ、倉庫、耐震性貯水槽

※諸室は、災害時の避難所として活用する。

※倉庫は平時の活用のほか災害発生時に備え資機材を備蓄する

※貯水槽は避難時の飲料・生活用水等として活用するため、水を耐震性のある施設に貯水する

<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>

●第2章 復興の理念と基本方針

Ⅱ 復興の基本方針

一Ⅲどこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

◆生きがいつくりや充実した健康管理により、生き生きとした生活ができる環境を創ります。

・第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する 施策編P32~

(1) 防災対策の推進

イ 災害に強い防災・減災のまちづくり

(ア) 町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備

(イ) 町民の帰還状況を踏まえた既存施設を活用した避難所の設定

(ウ) 公共施設整備に際して高上げを行う等避難所機能や防災機能等の整備推進

当面の事業概要

<令和1年度>

実施設計

<令和2年度>

既存施設の改修・解体(29回申請)

復興まちづくり支援施設整備工事、共同受電設備設置工事(按分負担)、工事監理(30回申請)

<令和3年度>

外構整備工事（今回申請）

- ・専有外構等
- ・共通通路(按分負担)
- ・共通駐車場(按分負担)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

災害時の避難所としていた町内の多くの公共施設が未復旧（その多くは学校施設であるが、休校となり学校としての再開は見通せないため）となっているほか、町内での住民の居住状況が地区ごとに点在しており、災害時の共助機能が低下している。

本事業で整備予定の復興まちづくり支援施設の活用を通じ、災害時に安全に過ごせる避難場所の確保と、住民同士の交流を図ることで、顔の見える関係づくりの再構築、災害時の共助機能の回復をはかり、官民一体となった防災・減災のまちづくりを実現することで、災害により避難を余儀なくされた住民が安心して帰還・生活できる環境とする。

関連する事業の概要

地域公共施設として、都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）にて復興まちづくり支援施設、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業にて貸事業所、子ども元気復活交付金にてアスレチック施設及びグラウンドの整備を一体的に行い、町民の利便性を高めることで施設整備の効果を高める。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	復興まちづくり地区公共施設整備事業	事業番号	(1)-10-8
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(268,139 千円) 915,015 (千円)		全体事業費	(268,139 千円) 915,015 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

浪江町内の小中学校は、災害時における避難所に指定されていた。また、小中学校は地域のシンボルでもありイベントなどが行われていた。その施設の多くは、震災での被害や児童数の減少、なみえ創成小中学校の開校により、復旧の用途は立っておらず、教育委員会は避難指示解除区域内にある小中学校の閉校を決定し、施設の解体を予定している状況にある。

本事業は、町村単位であった小中学校に代わる地域の公共施設として、また災害時における避難施設として整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることでふるさと浪江の再生・復興を促進させる。

事業概要

本事業は上記目標を達成するために、地域特性の把握などに加えて、地域の意見等を調査・整理し、施設整備後の維持管理までを検討し、必要となる施設等の調査設計及び施設整備を行うものである。

<事業内容>

- ①復興地域まちづくり総合事業計画検討
- ②復興まちづくり地区公共施設整備詳細設計
- ③復興まちづくり地区公共施設整備工事

<事業費>

令和 3 年度 646,876 千円(地区公共施設整備工事)

<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>

別紙-1

当面の事業概要

<平成 29 年度>復興地域づくり総合事業計画検討

<令和元年度>復興まちづくり地区公共施設の詳細設計

<令和 2 年度>復興まちづくり地区公共施設の整備工事(大堀地区)

<令和 3 年度>復興まちづくり地区公共施設の整備工事(苅野・幾世橋・浪江地区)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

帰還後の復興まちづくりを具現化するためには、地域コミュニティ再生のための話し合いなどの場が必要となる。帰還町民が少ない中で、震災以前のコミュニティに戻すことは非常に困難であり、地域の集会施設の今後の方向性も定めにくい環境になっている。このような中で、歴史・地理的な地域特性、および既存公共施設の効率的・有效果的活用を考慮すると、地域の施設をある程度集約していくことで、人口の少ない中での地域の話し合いの場が創出され、コミュニティの再構築、防災を含めた町民の安全・安心な暮らしの確保を図るために主要な場所の構築を図る必要がある。本事業の整備施設が帰還環境整備の要として地区の核施設となると考えている。

関連する事業の概要

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	94	事業名	旧請戸共同墓地跡地利用事業	事業番号	◆1-13-1-1
交付団体		浪江町		浪江町(直接)	
総交付対象事業費		24,827(千円)	事業実施主体(直接/間接)	24,827(千円)	
		259,386(千円)	全体事業費	259,386(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本町では、帰還に向けた環境整備として請戸住宅団地整備に代表されるような住環境整備や雇用の場を確保するための産業団地整備事業や水産業の復興など様々取り組んでいる。</p> <p>町内への帰還を希望する住民の生活環境の充実はさることながら、福島第一原子力発電所事故に伴う広域避難の観点から、恒久的にふるさとと想いを繋ぐ場を整備することを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>平成23年3月11日に発災した東日本大震災による大津波の影響により、浪江町大字請戸地区にあった「旧請戸共同墓地」は墓石・墓誌等が流失するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>さらには、福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられたことで、所有者による確認も出来ず、撤去や回収が出来ないまま放置され、墓石等の劣化が進行してしまった状況となっている。</p> <p>墓地は山側の大平山に「町営大平山霊園」として整備したところであるが、被害当時のままとされている「旧請戸共同墓地」の土地利用について懸案事項となっている。</p> <p>当該地域は災害危険区域に指定され、また、広域避難・町外での生活再建という現状から、以前と同様の「ふるさととのつながり」を維持することが困難になっており、世代を問わずふるさとに対する想いは薄れつつある。</p> <p>このため、施設の整備にあたっては、地区住民が「ふるさとを回顧できる場」としての機能だけでなく、区域外から来訪された方も昔の請戸地区を感じ、憩いの場としての活用を念頭に、「旧請戸共同墓地」周辺の跡地利用を検討する。</p>					
浪江町復興計画【第2次】					
II 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす					
施策2 防災教育・防災研究の推進(震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備)					
当面の事業概要					
<令和2年度>					
・測量・地質調査業務、基本・実施設計業務 24,827千円					
<令和3年度>					
・整備工事 234,559千円					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業の対象となる請戸地区については、災害危険区域外に請戸住宅団地(分譲地16区画、災害公営住宅26戸)が整備され、同地域に居住していた入居も多く見込まれる。また、令和2年4月には請戸漁港での初競りが行われ、町内における第一次産業復興のシンボルになっている。</p>					
関連する事業の概要					
<p>本町と双葉町に整備する福島県復興祈念公園については、「生命(いのち)をいたむ」「事実をつたえる」「縁(よすが)をつなぐ」「息吹よみがえる」を基本方針として掲げており、追悼と鎮魂の場としての整備に留まらず、広域避難を余儀なくされている人々とふるさととを結び、心の拠り所となる場としての整備を計画している。</p>					

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興海浜緑地(多目的広場)整備事業	事業番号	1-13-2-1◆
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		34,842(千円)	全体事業費	34,842(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。</p> <p>【浪江町復興計画(第二次)】</p> <p>I 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する</p> <p>施策 4 防災対策等の推進</p> <p>災害に強い防災・減災のまちづくりを目指します。</p> <p>II 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす</p> <p>施策 1 被災の記録と記憶の収集・保存の推進</p> <p>災害の脅威や教訓、復旧・復興の取組を次世代に残します。</p> <p>III どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する</p> <p>施策 3 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持</p> <p>町内外に住む住民が、町内で交流する機会をつくり「いつでも集えるふるさと」を目指します。</p> <p>施策 4 教育環境の充実</p> <p>生涯スポーツを通じた、交流の場や生きがいを推進します。</p>					
事業概要					
<p>災害時には、復興祈念公園の防災機能を促進するための防災バックアップスペースとして、また、請戸漁港から荷揚げされる緊急支援助物資の仮置き場として、集団防災移転促進事業により取得した土地(元地)を優先的に活用し、平時には賑わいあふれる交流の場として、避難先の町民や県内外から多くの人を呼び込み、復興祈念公園へと導く復興海浜緑地の整備をするものである。</p> <p>1 整備箇所</p> <p>浪江町が防災集団移転促進事業で取得した土地(元地)を優先的に活用しながら適地を選定する。</p> <p>また整備箇所については、復興祈念公園、請戸漁港及び請戸小学校震災遺構などの位置関係や交通アクセス等、総合的に評価し決定するものとする。</p> <p>2 施設規模 約 5ha(多目的広場(パークゴルフ場)=4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等=1.0ha)</p>					
当面の事業概要					
令和 3 年度 基本計画、基本設計、地形測量、地質調査(ボーリング)					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 御殿南住宅(10戸)、請戸住宅団地(分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸)、幾世橋住宅住宅(85 戸)、幾世橋集合住宅(80 戸)・ 浪江南工業団地(令和 3 年度分譲予定)、請戸水産加工団地(2 区画中、1 区画操業済)・ 道の駅なみえ(飲食店、食料品販売、令和 2 年 8 月一部オープン)・ イオン(食料品、生活用品販売、令和元年 7 月オープン)					
関連する事業の概要					
<p>(県事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福島県復興祈念公園(令和 2 年 9 月一部オープン)・ 東日本大震災・原子力災害伝承館(令和 2 年 9 月オープン)・ 請戸漁港災害復旧事業(令和 2 年度完成予定)					

〈町事業〉

- ・ 請戸小学校震災遺構整備事業（令和3年度供用開始予定）
- ・ 旧請戸共同墓地跡地利用事業（先人の丘整備予定）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1) -13-1
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
<p>1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割</p> <p>(1) 防災公園としての復興祈念公園</p> <p>復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。</p> <p>(2) 福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港</p> <p>浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。</p> <p>(3) 復興海浜緑地や駐車場（約5ha）を防災バックアップスペースとして活用</p> <p>復興祈念公園が防災拠点として十分に機能を果たすためには、効率的な物資の供給が必要であり、請戸漁港から荷揚げされる物資や陸送される資材等の荷捌きや仮置場（ストックヤード）として復興海浜緑地や駐車場オープンスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築する。</p> <p>また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築する。</p> <p>(4) 緊急時における衛生的な医療環境の提供</p> <p>管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。</p> <p>(5) 広域輸送基地としてヘリポートを提供</p> <p>重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。</p> <p>また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所のPAZ(5km以内)にあるため、PAZの外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。</p> <p>2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割</p> <p>(1) 復興祈念公園の目的</p> <p>復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。</p> <p>(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く</p> <p>平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。</p> <p>(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間</p> <p>復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。</p> <p>復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。</p> <p>(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み</p> <p>復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティー活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。</p>	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(676,473（千円）) 690,877（千円）	全体事業費	1,208,033（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、わかりやすい放射線測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
<p>放射線不安に対応するためにこれまでは3カ月まとめた追加被ばく線量を測定するバッジ式線量計を貸与していたが、同じく外部被ばく線量を測定できるD-シャトルの在庫が町に5,000個あり、バッジ式線量計を利用している住民の減少および利用者の年間の追加被ばく線量が1mSv以下の割合が95%以上であることから、令和2年度でバッジ式線量計による線量測定を終了する。令和3年度からは、1時間ごとの被ばく線量を積算形式で測定することができ、いつ、どこで、どの程度の被ばく線量があったかを把握することが可能であるD-シャトルによる被ばく線量測定事業を実施する。</p> <p>少しずつではあるが、居住者・事業者などの町内での活動者が増加し、一時帰宅している住民もおられるので、どこにいた時に線量が高く、どこにいた時に低いか、また推計ではあるが年間の積算線量を知ることで、それに応じた行動や対応ができるよう相談を受けたり助言をしていく必要がある。そのために1時間ごとの線量の可視化が可能であるD-シャトルを活用する。町民が実際に生活している中でどのような不安、心配を抱えているのか問題点をとらえ、その改善策を見出すことにも活用できる。</p> <p>また、帰還困難区域への立ち入りの際や、町内で活動される方に向けて貸し出しを行うなど、様々な機会をとらえてD-シャトルの積極的な活用を図ることにより、装着者本人が町内での被ばく線量を把握することに役立てることができる。</p>					
当面の事業概要					
＜令和3年度＞					
○バッジ式線量計					
・新規のバッジの送付はなし					
・令和3年1～3月分の送付分で4月以降返却があった分の測定、結果票の作成・送付					
・これまでに発送した分で、9か月以上返却が無かったバッジについて損料が発生する。					
○D-シャトル					
・時期的に交換・読取りで集中する時期はあるものの、年中を通して貸出しや読取り・説明を行う。					
・D-シャトルの測定データを読み取るとともに説明を行い、放射線による健康不安の解消を図る。					
・町内での居住及び活動を希望する方で放射線不安がある方にはD-シャトルの使用を推奨していく。					
・現在利用中の住民や職員等、今後の新規利用者の見込み、予備を含め、点検・校正を2,200台行う。					
＜令和4年度以降＞					
継続しての実施を予定。					
浪江町復興計画【第三次】					
施策編 第4章 施策3 放射線による健康不安への対策					
(1) 放射線による健康不安への対策					
◆放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます					
イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり					
(7) 個人積算線量計（D-シャトル）貸出しの実施					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業の実施により町民の放射線に対する不安を軽減することによって町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。また、町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施して下さる方々にも貸出しをすることで、引いては帰還意向の促進を図ることにつながる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(5,567(千円)) 5,820(千円)		全体事業費	7,955(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を検査により解消を図り、帰還の促進へつなげる。 年々受診者数は減少傾向にあるが、放射線に対して不安を感じている町民は多く長期的且つ継続的に事業を実施する必要がある。					
事業概要					
仮設津島診療所、ひらた中央クリニック(震災復興支援放射線対策研究所)において、40歳以下の町民を対象とした甲状腺検査を実施する。さらに全日本民主医療機関連合会と委託契約をすることにより連合会に加入している全国の医療機関で甲状腺検査を受診できる体制を整備している。 福島県において実施している甲状腺検査は、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごととなっている。町民の甲状腺がんの影響不安においては長期的に継続的な検査をし、放射線健康不安の解消を図ることからも、県が検査しない年に町が独自で行う。					
当面の事業概要					
＜令和3年度＞ 40歳以下の全町民を対象として検査を実施する。 想定受診人数(仮設津島診療所) 20名 (ひらた中央クリニック) 20名 (全日本民主医療機関連合会) 10名					
＜令和4年度＞ 令和3年度に同じ					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
被ばくリスク・放射線健康不安の解消を務めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで帰還の促進を図る。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線測定器校正事業	事業番号	(3) - 23 - 5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(195,303 (千円)) 211,051 (千円)		全体事業費	297,368 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射線測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。

また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器等についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。

当面の事業概要

<令和 3 年度>

全世帯を対象に配布した放射線測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。

配布してから 9 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の約半数が修繕を行っている。

想定台数：(持込) 50 台 (郵送) 1,500 台 計 1,550 台 (うち修繕 1,050 台)

(見守り隊用) 20 台 計 20 台

<令和 4 年度>

継続しての実施を予定している。

浪江町復興計画【第二次】

施策編 第 3 章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

(2) 放射線に対する理解の向上 P 9 7

地域の帰還・移住等環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、ひいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(383,977(千円)) 409,985(千円)		全体事業費	(383,977(千円)) 409,985(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 箇所の取水場（苧野、大堀、谷津田、小野田）において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。					
事業概要					
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 8 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して機関し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。					
当面の事業概要					
<令和 3 年度>					
・町内 4 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検					
・水質検査					
		検査項目		実施回数（年）	
		【浄水】			
		水質基準 51 項目検査		4	
		水質基準 49 項目検査		12	
		水質基準 9 項目検査		32	
		水質基準 2 項目検査		8	
		水質管理目標設定 16 項目		4	
		【原水】			
		水質基準 39 項目検査		4	
		水質基準 8 項目検査		12	
		指標菌検査（嫌気性芽胞菌）		24	
		指標菌検査（大腸菌定性）		24	
		クリプトスポリジウム・ジアルジア検査		7	
		保菌検査		8	
<令和 4 年度以降>					
令和 3 年度と同様					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。					

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(504, 209(千円)) 505, 177(千円)		全体事業費	(504, 209(千円)) 505, 177(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除を行い、帰還困難区域については、現在一部を特定復興再生拠点区域として除染を進めている。町内へ帰還した際の放射線による健康被害を懸念する町民の声があることから、安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し不安を解消していきたい。そこで、有識者で構成する委員会を実施し、線量低減策を提案いただき、環境省により適切な低減事業を行い、それらのデータを活用しながら町内で居住している町民の放射線に対するリスクコミュニケーションを活発化させ、町内で暮らすことへの安心感を持ってもらう。また、帰還を考えている町民への帰還意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>当町では、解除区域については平成 29 年 3 月末で除染が完了したが、除染完了後も、いまだ町民は放射線に対する不安を引き続き抱えている。そのため、有識者で構成する委員会を立ち上げ、放射線の不安が残る場所について線量低減策の提案をいただき、環境省による適切な低減事業を行い、また放射線に関するリスクコミュニケーションを活発化することにより安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第三次】において、復興の基本方針に沿った健康と福祉のまちづくりのため、復興に向けた施策として位置づけ実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 2 年度まで></p> <p>・平成 28 年度から令和元年度にかけて、本格除染の完了した行政区内の全ての家屋についてガンマカメラでの撮影を行った。さらに、有識者で構成する委員会を設置し、ガンマカメラの測定結果も活用しながら、有識者と町民とで放射線に対するリスクコミュニケーションを図った。</p> <p><令和 3 年度></p> <p>・有識者で構成する委員会で、線量の低減策の提案をいただき、環境省により適切な低減事業を行い、住民の放射線に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p> <p>・令和 3 年度は、特定復興再生拠点区域における環境省による除染後の事後モニタリングが完了した地区についても、検証を進めていく。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な状態である。適切な除染を実施し、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化が図られ、安心安全に暮らすことができる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、浪江町健康管理検討委員会事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3) - 23 - 8
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(131,299 (千円)) 146,464 (千円)	全体事業費	131,299 (千円) 146,464 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、10 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」について町民から不安の声が多く寄せられている。</p> <p>また、長年、親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけでなく、食全般に対する不安を払拭しきれないために帰還をより困難にしている。</p> <p>食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を整えとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰町へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。</p> <p>更に浪江町立なみえ創生小学校・中学校及び浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・園児・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。</p>					
事業概要					
<p>県から無償譲渡された放射能簡易分析装置 2 台及び県から貸与の非破壊式放射能測定器 1 台、並びに町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が口にする食品 (自家栽培野菜、井戸水等) を測定する。更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を測定する。</p> <p>1. 町民からの受付</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者 : 浪江町民及び浪江町内に居住・通勤している方等・費用 : 無料・場所 : 浪江町役場本庁舎・受付日時 : 平日 (土、日・祝日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・測定品目 : 飲用水 (井戸水、わき水など)、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品 (山菜等)、農作物を栽培している農園の土壌 (土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可)。・検査対象外 : 自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。・申し込み方法 : 窓口で受付し受取る。・測定結果の通知方法 : ①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話により測定結果報告・検査結果の公表 : 毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載する。 <p>2. 学校給食</p> <ul style="list-style-type: none">・場所 : なみえ創成小・中学校調理場・測定品目 : 浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等・測定結果の通知方法 : 検査終了後、結果報告					

【浪江町復興計画【第二次】（平成29年3月）における位置づけ】
第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する
施策編 (2)放射線に対する理解の向上 P97

当面の事業概要

<令和3年度>

○自家消費野菜等の放射能検査事業

- ・H30年度より検査業務を委託した。検査員の確保及び定期的（月1回程度）な専門家の指導により、検査技術・知識の維持・向上が計られる。
- ・自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコ等の測定。
- ・浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等の測定。
- ・検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。
- ・検査結果は、毎月広報等へ掲載する。

<令和4年度以降>

継続しての実施を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいづくりや、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--